

在日外国人の参政権を考える会・福井 ニュース No.36

発行：2005.4.1.
代表：嶋田千恵子
福井市西方1-2-11

活動経過	2003年 12月	北陸朝鮮学校訪問
	2004年 3月31日	大野市 天谷市長に国籍条項完全撤廃の申し入れ。
	4月 7日	勝山市 中村助役と面談「国籍条項完全撤廃の申し入れ」
	5月	珠洲市、輪島市、七尾市、羽咋市の各市の人事担当者と面談
	6月26日	教育基本法改悪と教科書問題で依義文氏を講師に集会。
	6月30日	福井県知事 西川一誠氏、福井県人事委員会へ「国籍条項完全撤廃の申し入れと質問」を公開で行う。
	6月30日	芦原市長 松木幹男氏に「国籍条項完全撤廃の申し入れ」
	6月30日	福井県議会へ「国籍条項完全撤廃」の陳情提出。
	10月12日	福井県議会へ「国籍条項完全撤廃」の陳情不採択に抗議。
	12月15日	鄭 香均さんの最高裁陳述傍聴。
	2005年 1月26日	鄭 香均さんの最高裁判決傍聴。

日本の最高裁判所は人間の進歩と逆の判決!!

2005年(平成17年)1月27日(木曜日)

永富

管理職受験拒否合憲 鄭さん悔しさ押し殺し

「日本は哀れな国」

薄暗く、張り詰めた空気に、短い主文の言い渡し。最高裁大法廷。「上告人敗訴部分を破棄す」

告人敗訴部分を破棄す。一斉に起立する中、鄭香均

さん(四十一)は一人、いすに座ったまま退廷する裁判官の背をにらみ続けた。

(一面に本記)



東京都が外国人の管理職試験受験を拒否したことを合憲とした二十六日の最高裁判決。十年の闘いを終えた鄭さんは都内で会見し「涙よりむしろ笑いが先に出了。日本は哀れな国ですね」と、違憲判断への期待がかなわなかった悔しさを押し殺すように語った。両目は

という装置を使ったと批判した。

は国籍は関係ない」という高校の恩師の言葉で看護師に。「医師と同等の立場で働ける」と保健師資格も取得し、一九八八年に外国人として初めて、都の保健師に採用された。

仕事や職場で国籍が支障になることはなく生活は安定し、日本人の職員

と同様に主任試験にも合格。だが差別を忘れかけていた九四年、管理職選考の受験拒否に直面し、厳然とした差別の存在を再び思い知らされた。失意の中「差別にたじろいではならない。道を

ち取って以降は、全国の自治体で国籍制限を撤廃する動きが強まった。しかし最高裁では逆転敗訴。新美隆弁護士は会

見で「一、二審ではそれなりの憲法判断があったが、今日の判決はただの事例判断。(国籍条項撤廃の)運動を封じ込めるために、わざわざ大法廷

また、新たな戦いが始まる。

大野市

天 谷 光 治 市長

在日外国人の参政権を考える会・福井

代 表 嶋 田 千 恵 子

市職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の申入れと質問書

大野市民のよりよい生活と市政発展のため、日々御精励されている貴職に心から敬意を表します。

私達は1991年県内の在日韓国人4名が『定住外国人に地方参政権がないのは違憲』との訴訟を福井地裁に起こしたことを契機に、在日韓国・朝鮮人らの定住外国人に対する民族・国籍差別の実態を直視すると共に、それらの解消にむけて微力ながら活動が続けている市民グループです。

貴職は、すでに180万人以上といわれる在日定住外国人の1/3を占める韓国・朝鮮人がその歴史的背景による戦後補償からも除外されたまま長年の社会的制度的差別にさらされている現状をどのように認識されているのでしょうか。とりわけその貧困と、社会生活の困難さの元凶となっているのが就職差別であり、その温床が自治体職員採用時の国籍条項であるとしてこの撤廃に向けて全国で運動が続けられています。また定住外国人に対し、〔参政権〕〔公務就任権〕を保障することは自立した地方自治体の実現の為、そして私たちの社会に民主主義と人権を再構築する上からも必須の条件といえます。

この意味から、貴市において現在存置されている市職員採用・任用における国籍条項を完全撤廃していただきたく、強く要請するものです。

国籍条項の根拠となってきたのは、ご承知のとおり1953年に出された内閣法制局見解の「当然の法理」論でした。しかし、これは当時から法曹界をはじめ各界から疑問視されるとともに批判されてきました。

実際に70年代には阪神間の各市で、一斉に全職種の国籍条項が撤廃されていることをみても、何の正当性・規制力を持たない論理であることは明白です。にもかかわらず多くの自治体がこれの呪縛から逃れられず、不当に外国籍の人達の受験の機会を奪ってきました。

'96年11月当時の白川自治大臣は「採用は各自治体の判断にゆだねる」として『当然の法理』論による排除論を否定し、「外国人の採用機会拡大に努力いただきたい」との談話を発表しました。また、97年11月東京高裁は、管理職への道を国籍条項によって閉ざされた東京都職員・鄭香均(チョン・ヒャンギョン)さんの訴えに対して、「国籍条項は外国籍職員が管理職に昇進する道を一律に閉ざすもので、職業選択の自由と法の下の平等を保障した憲法に違反する」との判断を示し、『当然の法理』が、法律以上に自治体に対して、規制力を持っていることに法治主義の立場から歯止めをかけました。都道府県レベルでは'97年以降11府県、さらに12の政令指定都市が国籍要件を一般事務職から廃止し、高知

県では消防職を含めた全職種で撤廃、長野県においても、昇進を含めた全廃を知事が宣言しています。

県内でも、不完全ながら武生市、鯖江市、福井市、敦賀市、小浜市で原則撤廃への取り組みがなされ、丸岡町では消防職を含めた採用・任用の完全撤廃が実現しています。また、各地で行なわれている市町村合併問題等の住民投票では、定住している外国人にも投票権が保障されています。これらのことから、『当然の法理』論がすでに崩壊していることは否定できない事実であり、今後さらにこれに依拠して国籍条項を温存する合理的理由は全くありません。いまや国籍条項撤廃問題は当該自治体の人権意識や地方分権、国際化の度合いを表すものとしてあり、とりわけ当該首長の賢明な決断に全てがかかっています。

地球規模で人、物、情報などが行き交い、国際的な相互依存関係がますます深まっている現在、奥越の貴市におかれても「世界に開かれた大野市」づくり、またそのための優秀な人材の確保が、地方分権の時代に必要不可欠であると考えられます。多くの市民の期待に応えていただきますよう重ねて要請します。

***申し入れ事項及び下記について、貴職のご見解を示していただきますようお願い致します。**

1、『当然の法理』は破綻しています。

『当然の法理』は「法律ではなく」、「法律にないものを無理に規範とするのは法治主義の原則に反する」と言う現代法治行政からの認識でも正当とは言えません。国の言う『公権力の行使』『公の意志の形成』においては、まさに公権力こそ市長にあるのであって、職員は市長の補助機関にすぎないのです。それもまた、法の範囲内での公権力であって「取消可能」であるのです。正に主権者の命令である法の指事のもとで、忠実な執行にあたるものです。仮にこのような市職員において、「公権力」「公の意志の形成」の関与があるとしても、地方自治体における『公』とは、丸岡町が示したようにすべて住民への行政サービスと換言可能であり、『公』なるものから外国籍市民を排除することは失当ではないでしょうか。この『当然の法理』に対しての見解をお聞かせ下さい。

2、今後どのように国籍条項を市役所人事から撤廃するつもりでしょうか。

3、いわゆる定住外国人は納税の義務はあっても、地方参政権はなく、納税した税がどのように使われるか市政に自らの意見・希望・意思等を反映させることを阻まれています。市政にこれらの人々の意見・希望・意思等を反映させるための施策を示して下さい。

以上4月15日までにお答え下さいますようお願い致します。



天谷光治市長に要望する嶋田千恵子代表(左)＝大野市役所で

大野市職員採用 国籍条項撤廃を

「参政権考える会」
市長に申し入れ

「在日外国人の参政権を考える会・福井」(嶋田千恵子代表)は三十一日、大野市の天谷光治市長に対し、市職員採用・任用の際の国籍条項を完全撤廃するよう申し入れた。

嶋田代表ら会員四人が大野市役所を訪れ、天谷市長に申し入れ書を手渡した。その中では、自治

体職員採用時の国籍条項が就職差別の温床になっていると指摘。国際的な相互依存関係が深まる中、世界に開かれた大野

市づくり、そのための優秀な人材確保が地方分権の時代に不可欠であるとし、国籍条項の完全撤廃を求めている。

嶋田代表らは「完全撤廃しても不都合なことはなく、ぜひ大野市で判断して撤廃を実現してほしい」「市の国籍条項の撤廃がなければ、企業でも差別はなくなるらない」などと訴えた。天谷市長は「前向きに取り組んでいきたい」と答えた。

県内では、福井、敦賀、武生、鯖江、小浜の各市で原則として国籍条項が撤廃されている。丸岡町では、消防職を含めた採用・任用の完全撤廃が実現している。

福井新聞

2004年(平成16年)4月8日(木曜日)

地域 (18)

していく。

国籍条項撤廃求め
勝山市に申し入れ

市民団体

市民団体「在日外国人の参政権を考える会・福井」は七日、勝山市役所を訪れ、市職員採用・任用における国籍条項の完全撤廃を求める申し入れを行った。

嶋田千恵子代表ら四人が来庁。中村重夫助役に申し入れ書を手渡し「今後、国籍条項をどう撤廃するのか▽納税義務があるのに参政権がない定住外国人の意見などを市政に反映させるための施策を示してほしい」などと質問。二十一日までの回答を求めた。

同市は自動車運転士や調理師、施設員などの現業職以外は国籍条項がある。

福井県民日報

2004年(平成16年)4月8日(木曜日)

ふくい総合 (2)

など著名な作家の作品も多い。

問い合わせは勝山市税務課＝電話0779(88)1111(内線241、242)へ。

職員採用国籍条項
撤廃を求め質問書
勝山市に「参政権
考える会・福井」

「在日外国人の参政権を考える会・福井」(嶋田千恵子代表)は七日、職員採用に関する国籍条項撤廃を求め、勝山市に質問書を提出した。

同会は、自治体が職員採用に国籍条項を設ける根拠とは、内閣法制局が一九五三(昭和二十八)

年に示した「(国籍条項は)当然の法理」との見解と説明。市に対し質問書で▽「当然の法理」に対する見解▽市人事に関する国籍条項撤廃の意志の有無▽納税義務があっても地方参政権がない定

住外国人の意見、希望などを反映させられる施策を、二十一日までに示すよう求めている。

総 第 2 5 0 号

平成16年4月7日

在日外国人の参政権を考える会・福井

代表 嶋田千恵子 殿

大野市長 天谷光治



市職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の質問書について（回答）

民族・国籍差別の解消に向けた貴団体の活動に心から敬意を表します。

さて、貴団体から提出のあった「市職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の質問書」について、下記のとおり回答いたします。

なお、回答の本旨については、先般の会談において申し上げたとおりですので、念のため申し添えます。

記

1 当然の法理についての見解について

過去における国の見解であり、そのことをもって地方公共団体の職員採用に影響を及ぼす状況ではなくなっていると理解している。

2 国籍条項を市役所から撤廃する考えについて

一般職の職員採用時における国籍条項の撤廃については、前向きに考えたい。実施時期については、市議会等との調整もあり明言できない。

3 定住外国人の市政に対する意見・希望・意思等の反映施策について

市政に対する意見等については、各公共施設に設置してある提案箱や電子メールなどで国籍を問わず受付けている。また、総合計画など市の重要な計画の策定の際には、広く公募委員を募り意見を聴くこととしており、国籍条項は付与していない。今後共このような施策を継続し、広く住民の意見が市政に反映できるよう努めていきたい。

在日外国人の参政権を考える会・福井

代表 嶋田千恵子 殿

勝山市長 山 岸 正 裕



市職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の申入れと質問書（回答）

日頃は、在日外国人の民族・国籍差別にかかる諸問題の解消に取り組まれておりますことに対し、心より敬意を表します。

去る4月7日付にて申入れをのありましたみだしのことについて、次のとおり回答いたします。なお、申入書の本旨にかかる事項については、先般の会談の中で申し上げたとおりですので、お願いいたします。

記

1 『当然の法理』に対しての見解について

『当然の法理』は過去における国の見解であり、国際化社会を踏まえる中でも、国籍条項が地方自治体の職員採用に影響を及ぼす状況にはないと考える。

2 国籍条項撤廃への今後の取り組みについて

すべての職種について、国籍条項の撤廃を前向きに考えたい。時期については、今後の検討、調整の中で行いたいので明言は控えたい。

3 外国人の市政に対する意見等の反映策の構築について

現状の、市長あるいは関係部署への電子メール、市長への直接メッセージ等を通じ、市民すべてが等しく意見反映の機会を持つ状況にあると考える。

教育基本法改定、教科書問題考える

福井で講演会

教育基本法改定と教科書問題をテーマとした講演会が二十六日、福井市の県教育センターで開かれた。

講師を務めた子どもと教科書全国ネット21の俵義文事務局長は「子供のための教育から、国家のための教育に変えようとしている」と語り、教育基本法改定の動きを批判した。

俵氏は「日本の憲法と教育基本法は、国際的に高い評価を受けている。なのに国と自民党は『改悪』への圧力を強めている」と指摘。中教審が今



講演する俵義文氏＝福井市の県教育センターで

春まとめた「教育基本法の改定が必要」とする答申に対して、「いじめや不登校、少年犯罪の増加などを（改定の）理由とするのは間違い」として、教育基本法の改定反対を訴えた。

田千恵子代表が主催した。在日外国人の人権問題に取り組む中で、歴史教科書問題にもかかわっている関係で企画。市民ら約三千人が参加した。

（太田 貢市）

対を訴えた。

講演会は、在日外国人の参政権を考える会・福井（嶋

国家体制再編めざす教育基本法改悪から今、歴史教科書が事実を教えなくなる！

「教育基本法改悪と教科書問題」

講師 俵 義文氏

「子どもと教科書全国ネット21事務局長」

今は過敏に反応して下さい。あとで後悔しても手後れです。

皆さん、声を上げて下さい。私たちの子供に普遍的な平和を教えて下さい。歪な平和観は人類を苦しみに陥れます。

● 6月26日(土) PM2:00~

● 福井県教育センター 3F会議室

福井市大手2-22-28(地下駐車場有り)

(福井NHK前)

在日外国人の参政権を考える会・福井

代表 嶋田 千恵子

福井市西方1-2-11 電話 0776-21-8008

教育基本法「改悪」反対

市民団体など講演会開催

政府が目指す教育基本法として、反対運動を展開し「全国ネット21」事務局長の俵義文さん(63)が26

日、福井市大手2丁目の県教育センターで講演した。俵さんは「教育基本法改悪は憲法改悪と連動して『戦争』ができる

国』になるための総仕上げだ。一人ひとりが反対の声を上げてほしい」と呼びかけた。

講演は、人権問題などに取り組む「在日外国人の参政権を考える会・福井」が主催。市民団体メンバーや教育関係者ら約30人が出席した。

俵さんは「政府は時代の変化や教育危機を改正

の理由にしているが、教育基本法にのっとっていないことが今の教育問題の原因」と指摘した。また同法の前文と第1条に「平和」という言葉が3回登場することなどを挙げ、「改悪」により「子どものため、平和と民主主義と平等のため」から「国家のため、戦争や握りのエリートのため」

の法律になると批判した。

福井県知事 西川 一 誠 殿
福井県人事委員会 委員長
石川 満 夫 殿

2004年6月30日

在日外国人の参政権を考える会・福井
代 表 嶋 田 千 恵 子
〒910-0855 福井市西方1-2-11
TEL0776-21-8008
shimada@ma.interbroad.or.jp

福井県職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の申入れと質問書

日頃より福井県民のよりよい生活と県政発展のため、日々御精励されている貴職に心から敬意を表します。

私達は1991年県内の在日韓国人4名が『定住外国人に地方参政権がないのは違憲』との訴訟を福井地裁に起こしたことを契機に、在日韓国・朝鮮人らの定住外国人に対する民族・国籍差別の実態を直視すると共に、それらの解消にむけて微力ながら活動をしている市民グループです。

貴職は、すでに180万人以上といわれる在日定住外国人の1／3を占める韓国・朝鮮人がその歴史的背景による戦後補償からも除外されたまま長年の社会的制度的差別にさらされている現状をどのように認識されているでしょうか。

とりわけその貧困と、社会生活の困難さの元凶となっているものが日本企業に蔓延する就職差別であり、その温床が自治体職員採用時の国籍条項であるとしてこの撤廃に向けて全国で運動が続けられています。また定住外国人に対し、〔参政権〕〔公務就任権〕を保障することは自立した地方自治体の実現の為、そして私たちの社会に民主主義と人権を再構築する上からも必須の条件といえます。

この意味から、福井県職員採用・任用において現在存置されている国籍条項の完全撤廃を、強く要請するものです。私たちは国籍による一切の制約（職種と昇進）を排除した完全撤廃を求めます。

国籍条項の根拠となってきたのは、ご承知のとおり1953年に出された内閣法制局見解の「当然の法理」論でした。しかし、これは当時から法曹界をはじめ各界から疑問視されるとともに批判されてきました。

実際に70年代には阪神間の各市で、一斉に全職種の国籍条項が撤廃されていることをみても、何の正当性・規制力を持たない論理であることは明白です。にもかかわらず多くの自治体がこの呪縛から逃れられず、不当に外国籍の人達の受験の機会を奪ってきました。

'96年11月当時の白川自治大臣は「採用は各自治体の判断にゆだねる」として『当然の法理』論による排除論を否定し、「外国人の採用機会拡大に努力いただきたい」との談話を発表しました。また、97年11月東京高裁は、管理職への道を国籍条項によって閉ざされた東京都職員・鄭香均（チョン・ヒャンギョン）さんの訴えに対して、「国籍条項は外国籍職員が管理職に昇進する道を一律に閉ざすもので、職業選択の自由と法の下の平等を保障した憲法に違反する」との判断を示し、『当然の法理』が、法律以上に自治体に対して、規制力を持っていることに法治主義の立場から

歯止めをかけました。都道府県レベルでは '97年以降11府県、さらに12の政令指定都市が国籍要件を一般事務職から廃止し、高知県では消防職を含めた全職種で撤廃、長野県においても、昇進を含めた完全全廃がなされようとしています。

県内でも、不完全ながら武生市、鯖江市、福井市、敦賀市、小浜市で原則撤廃への取り組みがなされ、丸岡町では消防職を含めた採用・任用の完全撤廃が実現しています。また、各地で行なわれている市町村合併問題等の住民投票では、定住している外国人にも投票権が保障されています。これらのことから、『当然の法理』論がすでに崩壊していることは否定できない事実であり、今後さらにこれに依拠して国籍条項を温存する合理的理由は全くありません。いまや国籍条項撤廃問題は当該自治体の人権意識や地方分権、国際化の度合いを表すものであります。

地方分権が大きく叫ばれている中、憲法でも地方自治を保障し、地方の独自性・先導性が求められている今日、地球規模で人・物・情報などが行き交い、またそのための優秀な人材の確保が地方分権の時代に必要不可欠であると考えられます。職員採用時には必ず国籍条項を撤廃して、多くの県民の期待に応えていただきますよう重ねて要請します。

***申し入れ事項及び下記について、貴職のご見解を示していただきますようお願い致します。**

1、 『当然の法理』は破綻しています。

『当然の法理』は「法律ではなく」、「法律にないものを無理に規範とするのは法治主義の原則に反する」と言う現代法治行政からの認識でも正当とは言えません。国の言う『公権力の行使』『公の意志の形成』においては、法の範囲内での公権力であって「取消可能」な公権力であると、司法の判断もあります。その司法判断では、「公権力の『直接』行使」または「公の意思の形成に『直接』参画」する職務の限定として、現行実定法を前提とするならば、知事および機関責任者としています。まさに公権力こそ知事にあるのであって、副知事以下、一般職員等補助機関（自治法161条）としています。職員は知事の補助機関にすぎないのです。それもまた、正に主権者の命令である法の指事のもとで、忠実な執行にあたるものです。仮にこのような県職員において、「公権力」「公の意志の形成」の関与があるとしても、地方自治体における『公』とは、丸岡町が示したようにすべて住民への行政サービスと換言可能であり、『公』なるものから外国籍市民を排除することは失当ではないでしょうか。外国籍市民が県職員に採用され、重要な職責を担うとしても不合理は生じないのではないのでしょうか。

2、 今後どのように国籍条項を県人事から撤廃するつもりでしょうか。又この差別条項をいつまで続けるつもりなのでしょうか。

3、 いわゆる定住外国人は納税の義務はあっても、地方参政権はなく、納税した税がどのように使われるか県政に自らの意見・希望・意思等を反映させることを阻まれています。この差別をどのように解消されようとしていますか。

以上7月15日までにお答え下さいますようお願い致します。

「福井県職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の申入れと質問書」について（回答）

平成16年6月30日付けで申し入れのあったみだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

質問事項1について

公務員の任用における日本国籍の要否については、国において「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則が示されています。

この基本原則に基づき、どのような職務が公権力の行使または公の意思の形成にたずさわるのかについては、国、県、市町村により異なると考えられます。

また、その判断については、それぞれの職務の内容が公権力の行使または公の意思の形成にたずさわるものかどうかを具体的に検討したうえで行っていく必要があると考えています。

このため、県人事委員会としては、実際に職員の任用や職務内容に関する事務を掌る知事等各任命権者の意見も踏まえながら、慎重に検討していきべきものと考えています。

質問事項2について

県人事委員会では、これまで、上記の国が示した基本原則を踏まえ、知事等各任命権者の意見を聴きながら、全職種82職種のうち55職種で国籍条項の撤廃を随時行ってきました。

残り27職種については、従事する職務の内容等により日本国籍を要する場合も考えられるため、これまでの様に職種単位で判断することは難しいのではないかと考えています。

今後とも、国の基本原則を踏まえながら、どのような方法であれば国籍条項が撤廃できるか、引き続き知事等各任命権者の意見を聴きながら、検討していきたいと考えています。

(別紙)

- 1 国においては「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という公務員の任用に関する基本原則が示されております。

県において、どのような職務が公権力の行使または公の意思の形成にたずさわる公務に当たるのかについては、国、県、市町村では職務内容や組織形態などにおいて異なる部分があり、それぞれの役割見直しにかかる地方分権の議論の状況も踏まえながら、慎重に検討していくべきものと考えています。

- 2 国際化が進展する中、外国人についても、各分野において平等に取り扱われることが原則であると認識しています。しかし、職員の採用に当たっては、上記の公務員の任用に関する基本原則を踏まえつつ、どのような職であれば国籍条項が撤廃できるか、人事委員会とも十分に協議しながら、検討していきたいと考えています。

- 3 定住外国人に地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を付与するかどうか、さらに被選挙権を含めた参政権を認めるかどうかは、国の根幹に関わる事項であることから、専ら国の立法政策上の判断にゆだねられるべき問題であり、国会において十分議論する必要があると考えていますが、一方で、国民、県民にも幅広い情報を提供し、議論を深める中で国民総意の形成に努めることが重要であると考えています。

なお、第159回国会に提出された「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案」は、継続審査となっています。

人 委 第 2 7 8 号

平成16年7月15日

在日外国人の参政権を考える会・福井

代 表 嶋 田 千 恵 子 殿

福井県人事委員会

委 員 長 石 川 満



「福井県職員採用・任用における国籍条項完全撤廃の申入れと質問書」に
ついて（回答）

平成16年6月30日付けで申し入れのあったみだしのことについて、下記のとおり回答
します。

記

質問事項1について

公務員の任用における日本国籍の要否については、国において「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則が示されています。

この基本原則に基づき、どのような職務が公権力の行使または公の意思の形成にたずさわるのかについては、国、県、市町村により異なると考えられます。

また、その判断については、それぞれの職務の内容が公権力の行使または公の意思の形成にたずさわるものかどうかを具体的に検討したうえで行っていく必要があると考えています。

このため、県人事委員会としては、実際に職員の任用や職務内容に関する事務を掌る知事等各任命権者の意見も踏まえながら、慎重に検討していくべきものと考えています。

質問事項 2 について

県人事委員会では、これまで、上記の国が示した基本原則を踏まえ、知事等各任命権者の意見を聴きながら、全職種 82 職種のうち 55 職種で国籍条項の撤廃を随時行ってきました。

残り 27 職種については、従事する職務の内容等により日本国籍を要する場合も考えられるため、これまでの様に職種単位で判断することは難しいのではないかと考えています。

今後とも、国の基本原則を踏まえながら、どのような方法であれば国籍条項が撤廃できるか、引き続き知事等各任命権者の意見を聴きながら、検討していきたいと考えています。

2004年8月25日(水)

あわら市
市長
松 木 幹 夫 殿

在日外国人の参政権を考える会・福井
代 表 嶋 田 千 恵 子
〒910-0855 福井市西方1-2-11
TEL0776-21-8008
shimada@ma.interbroad.or.jp

職員採用における国籍条項撤廃の要望と質問

あわら市誕生おめでとうございます。日頃より新生あわら市政発展のため、日々御精励されている貴職に心から敬意を表します。

さて、私達は1991年福井県内の在日韓国人4名が『定住外国人に地方参政権がないのは違憲』との訴訟を福井地裁に起こしたことを契機に、在日韓国・朝鮮人らの定住外国人に対する民族・国籍差別の実態を直視すると共に、それらの解消にむけて微力ながら活動を続けている市民グループです。

私達は、定住外国人とりわけ歴史的経緯をもって日本に居住する在日韓国朝鮮人に対する長年にわたる制度的・社会的・心意的差別を廃絶し、外国籍市民の基本的人権と職業選択の自由を保障するために、行政職員への差別なき登用は必須の条件と考えています。また、一般企業に根深く蔓延する民族差別を是正すべき行政自らが差別を続けることが、この不合理を継続させる根拠になっていることを深く危惧します。

外国籍市民の公務就任を拒否する法的根拠は何もないまま、「当然の法理」を理由に一般行政職への採用を阻んできましたが、「当然の法理」はあまりに抽象的恣意的であり、「法による行政」という原則から逸脱した法理的社会的正当性を欠くものと言わざるを得ません。

憲法の14条「法の下での平等」、22条「職業選択の自由」、労働基準法3条と職業安定法2条および3条の「国籍による差別的取扱いの禁止」、地方公務員法13条「平等取り扱いの原則」等によって、外国籍市民の公務就任は法的に保障されています。

実態としては70年代以降、府県単位では岩手県、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、大阪府、鳥取県、高知県、大分県、沖縄県の11府県、14政令都市のうち、東京都23区とさいたま市を除いた12市、福井県内でも7市と丸岡、清水の2町、これらを合わせてすでに国内全自治体の約27%が一般行政職を含めた撤廃を実施している現状であり、もはや国籍条項撤廃は止め得ない全国的潮流となっています。

在日韓国朝鮮人を中心とする定住外国人は、納税・労働をはじめとする市民的義務を履行しつつ、それを通じて戦後の日本社会を支える一員として大きな貢献を果たしてきました。しかし、一方で職業選択を極めて狭く限定されたこれらの人々の生活は、日本国籍者と比べて非常に不安定であり、長年にわたって二級市民的地位、社会的底辺での忍従を余儀なくされてきました。このような不条理を一刻も早く是正し、一般企業における就職差別の廃絶のためにも、職員採用・任用の国籍条項撤廃を強く要望し、次のように質問致します。

記

*申し入れ事項及び下記について、貴職のご見解を示していただきますようお願い致します。

1、 『当然の法理』は破綻しています。

『当然の法理』は「法律ではなく」、「法律にないものを無理に規範とするのは法治主義の原則に反する」と言う現代法治行政からの認識でも正当とは言えません。国の言う『公権力の行使』『公の意志の形成』においては、法の範囲内での公権力であって「取消可能」な公権力であると、司法の判断もあります。その司法判断では、「公権力の『直接』行使」または「公の意思の形成に『直接』参画」する職務の限定として、現行実定法を前提とするならば、首長としています。まさに公権力こそ首長にあるのであって、助役以下、一般職員等は補助機関（自治法161条）としています。職員は首長の補助機関にすぎないのです。それもまた、正に主権者の命令である法の指事のもとで、忠実な執行にあたるものです。仮にこのような市職員において、「公権力」「公の意志の形成」の関与があるとしても、地方自治体における『公』とは、丸岡町が示したようにすべて住民への行政サービスと換言可能であり、『公』なるものから外国籍市民を排除することは失当ではないでしょうか。外国籍市民が職員に採用され、重要な職責を担うとしてもなんら不合理は生じないのではないのでしょうか。

2、 今後どのように国籍条項を市人事から撤廃するつもりでしょうか。

3、 いわゆる定住外国人は納税の義務はあっても、地方参政権はなく、納税した税がどのように使われるか市政に自らの意見・希望・意思等を反映させることを阻まれています。この差別をどのように解消されようとしていますか。

福井県議会議長 前田 康博 殿

総務教育常任委員長 一瀬 明宏 殿

在日外国人の参政権を考える会 福井

代表 嶋田 千恵子

福井市西方 2-1-1

2004年10月8日

「国籍条項撤廃」陳情不採択に対する抗議文

今回の福井県議会総務教育常任委員会の「国籍条項撤廃」陳情不採択の決定は、日本社会に人権と民主主義の真の確立を願う全ての市民にとって極めて遺憾であり、その恥ずべき不見識と差別性に対し強く抗議します。

今回の議決は単一民族主義幻想と優越的国家主義に搦め捕られ、国籍差別・民族差別に加担し続けてきた立法・行政機関のこれまでの誤った歴史に対する一片の反省すらないばかりか、今後もそれを継続維持しようとする人権意識の放棄の表明ではないでしょうか。

日本社会に深くわだかまる朝鮮半島出身者やその子孫、その他の在日外国人に対する差別構造への何の問題意識もなく、あらゆる差別を撤廃すべき立場の自治体が差別を温存しようとしているその長く深い罪障になぜこうも無自覚なのでしょう。

戦後60年になろうとする現在もなお蔓延する根深い就職差別によって長年にわたり生活全般を脅かされてきた在日外国人にとって、自治体の国籍条項撤廃は生活と人生の根幹を左右する重大な人権問題です。また、行政の「法治主義」の立場からも「当然の法理」による人事は不适当であり、こうした認識から、全自治体の3割近くが一般職開放に踏み切り、府県単位でも4分の1の11府県の撤廃が実現し、長野県知事も完全撤廃を表明しています。あわせて97年東京高裁判決によって「当然の法理」はすでに破綻したものとなっています。今回の議会決定はこうした歴史の進化を無視し、福井県下全市が撤廃を表明しているその努力と成果を踏みにじる暴挙というほかないものです。

社会的少数者や弱者への差別撤廃の正当かつ切実な要望を不適切なものとして退けてしまう議会が、はたして過去に幾つ存在したのでしょうか。今回の決定に表れた人権意識の欠如はまさに犯罪的であり、人権侵害そのものであって、陳情書提出者として到底容認することはできません。「不採択」の速やかな撤回と共に本会議での本陳情の「採択」を強く要求するものです。

1.26都職員国籍任用差別訴訟最高裁判決についての報告

鄭香均さんと支援の人々によって10年の歳月を闘われた東京都国籍任用差別国賠訴訟が、1月26日最高裁大法廷において判決され、昇任試験の受験を認めないことが憲法違反であるとした画期的な高裁判決は覆され、きわめて遺憾にも原告敗訴が確定した。これによって鄭香均さんの管理職への昇進の道は“合法的”に阻まれ、今後都側の姿勢に変化のない限り民主的な首長の登場を待つ以外その手段が失われるという何とも不条理な結果となった。

国家権力そのものといった姿の最高裁の異様な建屋を黒々と取り巻く傍聴希望者208名による抽選によって、166名の傍聴権利からもまたしても排除された私は、最高裁から徒歩10分の知り合いの会計事務所で、ラジオのニュースによって原告敗訴の一報を聞くことになった。入廷できた福井の仲間二人から聞くと、大理石の壁面を背景に15名の判事席が照明の中に浮かび上がり、薄明に閉ざされた傍聴席がそこに正面から向き合う、芝居の劇場のような大法廷は、予想通りわずか数分の耳慣れぬ言葉遣いの主文読み上げ直後に閉廷され、罵倒の野次を上げる間もなかったとか…。

高等裁判所裏の弁護士会館(富山地裁横のそれと比較することすら憚られる豪壮なビル…)での報告集会には支援者、報道約150名が集結し、チャン・ギマン弁護士から判決のあらましを聞いた後、長時間の原告団記者会見を終えたばかりのどれも青ざめた表情の原告団を私たちは迎え入れた。鄭さんご本人、支援代表の田中宏氏、金敬得弁護士、島根大岡崎勝彦さん。「怒りも悲しみもわからない。日本が哀れでならない。」血の気のない鄭さんの言葉は冷え冷えとし、会場の鬱勃たる空気を突き抜け東京の灰色の冬の風の中に消えてしまうように思える。しかし、今後はイシハラ都政と正面から対峙するほかない前途への鍛え上げられた周到な決意もまた、その奥深い瞳の底に、私たち一人一人の姿勢をも問うものとして鈍く輝いているようでもあった。

判決の中身は新聞等で既報の通りであるが、「公権力行使等地方公務員」という新たな概念を作り出し管理職の職務の内容を一切検討することなく、その領域からの一律的排除を憲法その他が許容するとした点、その根拠として国民民主権原理を持ち出し、これを外国籍者排除のためにもっとも狭量かつエスノセントリックに利用している点、特別永住者の歴史的関係性を一切無視した、あたかも日本権力にとって「在日」など何者でもないかのような取り扱い方等々(これらの部分で96年地方参政権判決から大きく後退している)、言うまでもなくとうてい承服しがたい内容である。たとえば外国籍者が管理職になる権利は日本の法体系の想定外とあるが、すでに在日韓国・朝鮮人らが差別の底なしの時空としての60年間の戦後日本社会を生き抜き続けた、その事実の積量に指一本でも触れたことがあれば、たまさかにでも「想定外」などと“判事”することそのものが度外れた人権犯罪であり、日本権力(司法・立法・行政および日本民衆)による「在日」への権利保障に対する無視・不作為・忘却差別加担・強化の重罪をいかに自動的に自白することになるのかにおそらくは気づくはずである。自らの無知と犯罪性を自己暴露した最高裁こそが、たった2名の反対意見の存在の少量であることを含めて、まさに民衆と歴史の前に敗れ去ったというべきである。

この最高裁判決は、ある明確な政治的意図の下に繰り出された運動と先進自治体に対する弾圧であり国家暴力と認識すべきと私は考える。すでに教育基本法の改悪は日程化され、驕り高ぶる皇民化教育への衝動以外その案文には一言片句外国籍子弟のための独自の教育の保障はない。また政治家・官僚・財界・右派戦犯勢力は憲法改悪に一体となって突き進んでいる。このような状況下で出された自民党の改憲案の最終章には外国人の人権は日本人との合理的差異があつて当然であると明記されている。今回の判決は直接この部分にリンクしている政治判決である。日本において内外人平等は保障されない。憲法上、外国籍者は無権力・無権利の二級市民たる身分以外生きる道は保障されない。露骨に言えば、たとえ地方公権力の補助職員であっても、行政内部にこの改憲への流れを疎外する虞のある異分子の存在は許さない。それらはすべて想定される改憲案と矛盾しない。…最高裁は私たちにこう宣言したのである。最高裁は決して「保守的であり、時代と逆行している」のではない。この国の支配層と一体となってその将来と「在日」の処遇を、彼らの意図の元に自在に操ろうとしている。この企みは伝統的であり病的である。彼らの未来は私たちの人権の確立・保障と正面から対立し、私たちの願いをごみのように投げ捨てなければ実現しないという、彼らの長年の強迫観念が告白されたのだ。

一人の人間として存在したいという人権への願いと、民主主義・平和主義・人権保障が放棄されようとする反動的な時代の流れが明らかに矛盾するならば、私たちの人間としての願いはもはや意図せざる間に単なる部分的権利獲得運動の領域を脱し、この国の民主化運動の領域で息づく以外ないかに見える。そしてそのような領域は私たち自身の手で切り開く意外にどこにもありえない。

仮に、「在日」が日本に落とされた民主主義と人権の一粒の種子であるなら、やはり白露を浮かべる丈夫な双葉を地表から芽吹かせなければならない。地に深く人権の根を張り巡らし、空に高く民主主義の葉脈を広げる。人間としてこれ以上の仕事果たしてどこにあるだろうか。それがより多くの良心ある人々と確認できれば、同時にこの最高裁判決は易々と乗り越えることができるものと確信している。

行政との面談

天谷大野市長との面談 04年3月31日

面談は市会議員の米村輝子氏も参加して頂いた。それに先立ち、窓口で外国人登録者の数を知りたいと申し入れると、教えられません。とのことで一同驚き、さらに出入国管理事務所にまで問い合わせってから、教えるといった手順が踏まれ、抗議を繰り返した。外国籍の住民はサービスを受けるというより、まさに市役所では管理の対象ではないのだという思いを持った。

天谷市長は、元来は市民グループと近い関係にあると聞いていたが、開口一案、参政権裁判について質問があり、李 鎮哲氏が回答した。参政権裁判が終了して、我々は支援する役割をうしない李鎮哲さんも原告ではなくなり、いまや顧問としてがんばっていただいている。メンバーのかれこれが仕事、体調 云々でともすれば重い腰なのに、鎮哲さんは体調が少々悪くとも活動の範囲と厚みをなかなか減らさないで動いておられる。我々が彼の後押しで動いているような場面も多々あり、時として苦言を呈されることもある。

2001年の暮れ、大野市議会が国籍条項撤廃の民団の陳情を不採択にするという由々しき事件があり私たちは議会に抗議をしにいったという経由があった。

市長は自分自身は国籍条項撤廃の意味はよくわかり、国籍条項を撤廃すると明言はしたが、時期については私を信用してほしいという表現であった。とりわけ、議会よりも先に市長に会いに来てほしかったという言葉が印象的であった。

我々は、制限が全くない完全撤廃をお願いしたいということで帰った。米村氏のひいきのおそば屋で少々歓談して別れた。

中村 勝山市助役との面談 04年4月7日

市長との面談の約束であったが不在で、助役と人事関係の課長との面談となった。自ずと回答の限界がありこちらの申し入れ書と回答を求めて帰路についた。

後日 郵送されてきた回答書をみてびっくり、大野市の回答とほとんど同じであったからで、なんだか言い方は悪いが、試験で前の子の答えをそっと写したようなものだった。

いずれにしても外国籍住民の意見を反映するという意味が理解されていない。ご意見ならインターネットでもお伺いしていますでは、真に困っている外国籍 老人など支援のしようもないではないか。

県人事委員会事務局長 梓元氏との面談 04年6月30日

県の人事関係の係と会うように求めたがなかなか了解がとれず、人事委員会の事務局長なら会うという段取りとなり来訪した。

野田県会議員が同席した。事務局長は最初に知事には直接つながった機関ではないので、知事への申し入れを仲介することはできないと断り、それから話を始めた。我々は公権力の行使は首長一人が行使するものであって、あとはそれに従うものであるという見解をとっているが、事務局長はそれは理解できないといった。

その後、野田議員の助言と紹介で急遽総務部人事企画課の課長と面談することとなり、同じ文面の県知事への要請文と質問状をわたし、知事に確実に渡すように依頼した。

課長は当然の法理はまだいきているといったニュアンスで話をしており、なかなか道は厳しいと感じられた。

松本 あわら市長との面談 04年8月25日

市長の言葉：国籍条項撤廃についてはもっともなことであり、かつ当然なことである。自分としては撤廃したいが、合併して間がない「市」であるので、議会ともはかって決めたい。周囲の市が行っているならばあわら市としてもやることになるだろう。というすっきりした回答だったがあとがいけない。

後日人事関係の課長が「新聞記者の前で撤廃するといったのだからそれでいいでしょう、回答書をだすのはご勘弁を」という。とんでもないことではあったが、撤廃する、しないのそれくらいの文言も書けない市長に市政を任せるのは心許ないことではあると、怒りも忘れ情けなくなってしまった。

福井県議会の不当な『不採択』に対し、全国から相当数の抗議のFAX,メール、がありました。これらの抗議の力によって議長から “善処する” 旨の言葉を得ることができました。以下はその一例です。皆様ありがとうございました。

福井県議会議長 前田 康博 殿
総務教育常任委員長 一瀬 明宏 殿

「在日外国人の参政権を考える会・福井」によって県議会に提出された「県職員採用・任用事の国籍条項完全撤廃に関する陳情」が、9月30日総務教育常任委員会にて不採択になった、と聞きました。不採択の取り消しと本会議での採択、または継続審議をお願いいたします。

現在大学生である私の周囲にも、この夏各都道府県の試験を通過し、次年度春から晴れて公務員として働くことが決まり、喜び・安堵の表情を見せている友人たちがいます。そんな私たちと同様に、日本で生まれ、育ち、教育を受けてきた彼・彼女たちが、日本国籍を有していないという事実のみで、“自分の住む土地を善くしたい、そのため県職員として働きたい”といった純粋な思いを阻まれることに対して、疑問を抱かずにはおれません。

福井県は『福井県人権尊重の社会づくり条例』の前文で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という理念の下、「わたしたち一人一人が、互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う人権尊重の社会をつくり、もってより豊かなふるさと福井県を築くことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。」・・・「ここに、わたしたちは、人権尊重の社会づくりに不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。」としており、また『「人権教育のための国連10年」福井県行動計画』の第Ⅱ章《 外国人 》の項目では、「今後は、民族、文化、国籍等の違いを超えて在住外国人と地域住民が相互に人権を尊重し合うとともに、偏見をなくし、地域で共生する隣人として支えあっていく社会づくりを進める必要があります。」としています。

そのような「社会づくり」を担う県職員の採用に際し、国籍が問われるということに素朴に矛盾を感じます。あらゆる面での見識がまだ薄いということは、もちろんあります。しかしこの感覚は、国際化社会で生まれ育った若い世代であるが故、今という時代の流れをより敏感に、自然に捉えられた結果ではないかと考えます。

前述のような条例・計画が、結局は形式的なものに終わってしまわないためにも、民族・文化・国籍等に関わりなく、県職員として地域に関わりたくと志す人々すべてに門戸が開かれることを望んで、明日の本会議での陳情の採択、または継続審議をお願いする次第です。

埼玉県 学生より

定住外国人に 地方参政権認める特区に

京都・京丹後市が構造改革特区構想

大陸との海洋交易の歴史踏まえ

交流の人材育成成果たす

京都府京丹後市(中山泰市長)は近々、韓国語・中国語を中学校教育に導入する構造改革特区を国に申請する。またこれと並行して定住外国人に地方参政権を認める特区構想の提案も行う。「丹後王国」として古代に海洋交易で栄え、大陸と深い関係をもった歴史を踏まえ、将来の経済、文化的な国際交流につながる人材の育成を果たすのが狙いだという。

同市が今月、国に申請する構造改革特区計画によると、まず韓国語・中国語の導入に関しては、学習指導要領などにとらわれず、市内にある中学校九校のうち四校程度で、第二外国語として韓国語か中国語のどちらかを選択できるようにする。一年生では週一時間、三年生では週二時間、年間三十五時間を、また、韓国語を学習する機会を広く提供することも盛り込

まれている。

またこれと並行して定住外国人に地方参政権を認める構造改革特区の提案も来月までに国に行っていく。在留五年以上の定住外国人に対して市長、市議会選挙の選挙権を付与するというもの。同市から参政権付与の特区構想ができた背景には、六町が合併して京丹

後市となる前、特に旧峰山町で地方参政権付与の意見書が採択されたり、地元民団の強い要望などがあつたほか、市自体が

定住外国人の権益向上に前向きな姿勢であつたことなどがあげられる。同様の提案はすでに埼玉県草加市と広島県三次市の二市からなされているが、国会は審議中で「不可」の決定も下りていないことから、同市でも提案に踏み切ったとみられる。認められれば、特区のメニューに加えられる。他の市町村も同様の特区を申請する道が開かれる。

外国人採用求め 国籍条項撤廃を あわら市に質問書

「在日外国人の参政権を考える会」(嶋田千恵子代表)は二十五日、職員採用に関する国籍条項撤廃を求め、あわら市に質問書を提出した。

市内では同市を除く七市と丸岡、清水の二町が、一般行政職を含めた国籍条項撤廃を実施していることから、同会はあわら市も撤廃してほしいと要望。その上で、同市に対し▽外国籍市民が職員に採用され、重要な職責を担った場合の不合理の有

無▽納税義務があつても地方参政権がない定住外国人の差別解消方法について、九月末までに回答するよう求めている。これに対して松木幹夫市長は「個人的考えでは、撤廃が時代の潮流だと思つて。議会や幹部職員と相談し、他の七市と同じように対応したい。ただ、合併したばかりで、ここ数年は職員の採用計画はない」と答えた。(川口 信夫)

あわら市長撤廃前向き

職員国籍条項申し入れに回答

市民団体「在日外国人の参政権を考える会・福井」(嶋田千恵子代表)は二十五日、あわら市役所金津庁舎を訪れ、市職員採用・任用における国籍条項の完全撤廃を求め、松木市長に「全面撤廃に向けて取り組んでいきたい」と前向きな姿勢を示した。

同市では、旧芦原町が保育士、技能職などを除く一般職、旧金津町は全職種に国籍条項がある。同会のメンバー五人が訪れ、松木市長に「県内七

市でも前向きな対応をしているので、あわら市も撤廃に取り組んでほしい」と要望した。これに対し松木市長は「合併してから当面の職員採用は見送っている状態だが、議会と相談し、できる限り意向に沿った形にしていきたい」と話し、九月末までに回答することを示した。

永富

井

2004.8.26

るほど重要とは言い難い。また、このような手段を採用しなければ、都の人事管理政策の実施に支障が生ずるとは考えられず、手段においても、人事管理政策の実施という目的と実質的な関連性を有するとは言い難い。したがって、上記の制限を合理的なものとは言えない。

管理職選考の受験拒否は、憲法が規定する法の下の平等及び職業選択の自由の原則に違反することを考えると、国家賠償法一条一項の過失の存在も肯定できる。

時代が分からぬ最高裁

外国籍管理職

東京都内の保健所で働く在日韓国人の女性が「課長になりた」と思い立つ。都は昇進試験を受けさせない。管理職は日本人に限る、というのだ。そんな都の冷淡な措置を全面的に追認する判決が最高裁で言い渡された。

「管理職は公権力の行使に加わる。日本の法体系は、外国人が公権力を行使する公務員に就くことを想定していない。都の要職はそもそも日本人限定のポストだというのが多数意見だった。

企業や自治体採用や昇進で国籍による差別を減らそうと知恵を寄せ合う時代に、なんとも後ろ向きな判決である。

訴えていた鄭善均さんは、韓国人を父に、日本人を母に持つ。88年、都に保健師として採用された。

94年春、自分なりの地域の保健プランを作りたい、と管理職試験の願書を出したが、都に拒絶される。半年悩んだ末に提訴した。一審は全面敗訴、二審で逆転

勝訴した。最高裁で管理職への道を閉ざされた以上、この先はすべて係長のままでいなくてはならない。

国籍による就職差別をなくせという訴えは主に関西の在日韓国人・朝鮮人から起こった。企業が門戸を広げるなか、自治体でいち早く応じたのは川崎市で、消防署員を除き採用での国籍差別を撤廃した。札幌、名古屋、京都、福岡など大都市がこれに続いた。東京を含む11の都道府県も採用時の国籍条項をなくした。

この流れに弾みをつけたのが鄭さんの訴訟だった。とりわけ「管理職への受験拒否は違憲」と言い切った97年の二審判決が行政に与えた影響は大きかった。

その二審判決をくつがえした最高裁の結論は、門戸開放の流れを止めてしまわないか、とても心配だ。

そもそも「日本国籍を持たない公務員は管理職になれない」と定めた法律はない。重大な施策に挑む公務員に国籍が必要なのは「当然の法理」とした半世紀

前の政府見解だけだ。それと大差のない最高裁の判決はいかにも古めかしい。

そんなに働きたいのなら日本の国籍を取ればいいじゃないか。そう思う人もいろう。しかし、過去の日本とのかわり、先祖や親兄弟、故国に寄せる思いから、日本国籍を取る気になれないという人も少なくない。

救いは、2人の裁判官が書いた反対意見だ。直接住民に強制する職種や、統治の核心にある職種でないのなら、外国籍の職員を管理職に登用してもよい、と述

べた。こちらの方が多数意見よりはるかに柔軟だろう。

津々浦々に外国人が暮らす時代だ。鄭さんは日本語を母語とし、知識も経験もある。地域社会で住民サービスに打ち込む意欲も強い。そんな人材を活用しないのは社会全体の損失ではないか。

最高裁の判決は、自治体が各地で積み上げてきた門戸開放の努力を違憲といったわけでは決していない。外国人が公務員として働ける場を広げる。その流れを変えてはいけない。

社説

15人の最高裁判事の意見

- <○合憲、●違憲、()内が出身>
- 町田 顕 (裁判官) ○
- 横尾和子 (行政官) ○
- 甲斐中辰夫 (検察官) ○
- 泉 徳治 (裁判官) ●反対意見
- 島田仁郎 (裁判官) ○
- 才口千晴 (弁護士) ○
- 福田 博 (外交官) ○
- 梶谷 玄 (弁護士) ○
- 滝井繁男 (弁護士) ●反対意見
- 津野 修 (行政官) ○
- 北川弘治 (裁判官) ○
- 金谷利広 (裁判官) ○意見
- 浜田邦夫 (弁護士) ○
- 上田豊三 (裁判官) ○意見
- 藤田宙靖 (大学教授) ○補足意見

朝日新聞の社説は、私達の主張に沿う良心的なものです。私達の地元の福井新聞の社説では最高裁の不当判決が、あたかも当然のごとき記述であり、憤まんやるかたない思いがしました。長年私達の活動を報道してきた、メディアがこの調子であり、これは日本の今の思想、人権感覚の状態であり、暗たんたるレベルの一つの表れであるのでしょう。

外国籍職員昇任拒否訴訟 最高裁判決(要旨)

【多数意見】

地方公共団体は職員に採用した外国人に国籍を理由として勤務条件につき差別的取り扱いをしてはならず(労働基準法3条)、同条は管理職への昇任についても適用がある。しかし、職員に採用した外国人につき合理的な理由のもとで日本国民と異なる取り扱いをするのは、同条にも憲法14条1項にも違反しない。したがって、管理職昇任を前提としない条件の下で外国人を職員に採用するには、そう取り扱う合理的理由が必要だ。地方公務員には、住民の権利義務を直接形成するなどの公権力の行使にあたる行為を行い、もしくは重要な施策に関する決定を行い、またはこれらに参画することを職務とする公権力行使等地方公務員が含まれる。その職務遂行は住民の生活に重大なかわりを有する。それゆえ、国民主権の原理に基づき、国及び地方公共団体による統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものであること(憲法1条、15条1項)に照らし、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきだ。外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が

国の法体系の想定するところではない。

地方公共団体が人事の適正な運用を図るため、公権力行使等地方公務員とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むべき職とを包含する一体的な管理職任用制度を構築し、日本国民である職員に限って管理職に昇任できることとするのは、合理的な理由に基づく区別だ。このことは特別永住者についても異ならない。

本件管理職選考当時、都は管理職に昇任すればいずれは公権力行使等地方公務員に就任することのあることを当然の前提として、一体的な管理職の任用制度を設けていた。都がこのような制度を適正に運営するため必要があると判断し、管理職昇任の資格要件として日本国籍を有することを定めたことは、合理的な理由に基づき日本国籍を有する職員と外国人の職員とを区別するもので、労働基準法3条にも憲法14条1項にも違反しない。

【個別意見】

藤田裁判官の補足意見
少なくとも地方公共団体の極端な意思決定にかかわる一定の職について外国人の者を就任させないこととしても、必ずしも違憲または違法とならないことについては、我が

国で広く了解が存在し、私もそのことに異は唱えない。

本件の場合、都が一定管理職に昇任させること、その職員に終始特定の職種の職務を担当させるのではなく、外国人の任用が許されないこととされる職務を担当させることに限って管理職に昇任できることとするのは、外国人の者に限ってのみ特別の人事的配慮をしたければならないとなる。と、人事の流動性を著しく損なう結果となる可能性も否定はできない。

こうしたことを考慮すれば、都が一般的に管理職への就任資格として日本国籍を要求したことは、その行政組織権および人事管理権の行使として許される範囲内にとどまるものだったといえ、少なくとも過失があったとは言えない。

金谷裁判官の意見

憲法は外国人に対しては公務員就任権を保障するものではなく、憲法上の制限の範囲内で外国人が公務員に就任できるかどうかの決定を立法府の裁量にゆだねられているものといふべきだ。現行法制上、外国人に地方公務員の道を開くか否かは地方公共団体の条例や人事委員会規則

等の定めによねられていて、地方公共団体はこの点に關し、オール・オア・ナッシングの裁量のみが認められるものではなく、職種を選択し、また昇任の上限を設定し、その限度内で採用の機会を与えることも許されるのであって、その判断については裁量権を逸脱し、あるいは乱用したと評価される場合を除き、違法の問題は生じない。

外国人に対し一定の職種の地方公務員に就任する道を全く開放しないこととしても原則として違法の問題が生じない。法の問題が生じないに、その一部開放である昇任限度を定めた開放措置については裁量に關し、制約が伴うこととなるのは、甚だ不合理だ。都が、職員が管理職に昇任する資格要件として日本国籍を有することを定めていたことは、裁量権の逸脱・乱用にはならない。

憲法は在留外国人に我が国の公務員に就任できる地位を保障するものではなく、在留外国人が公務員に就任できるかどうかの決定を立法府の裁量にゆだねられている。各地方公共団体は在留外国人の地方公務員への就任の問題を定めるにあたり、いかなる職種への就任を認めるかについてのみならず、どの程度・レベルの級(職務の内容)と責任に就いて定められる(昇任)までの就任(昇任)

を認めるかについても裁量を持つ。

この裁量にも限界があり、地方公共団体が裁量権を逸脱・乱用したと評価されれば、違法性を帯びる。在留外国人同士あるいは在留外国人と日本人との間において平等取り扱いの要請は働かぬが、本件では都の制度はその裁量権の範囲内にある。滝井裁判官の反対意見

我が国の地方公共団体の執行機関のうち首長など機関責任者は国民主権の見地から日本国籍を持つ者に限り就任できるが、その他の地方公務員への就任については憲法上の制約はなく、性質上当然のこととして日本国籍を持つ者に制限されないと解すべき根拠はない。

一定の職について日本の国籍を有するものだけが就任できるとすることは可能だが、そうするには法律がこれを許可し、かつ合理的な理由があることを要する。地方公共団体がある種の公務、例えば高度な判断や広範な裁量を伴うもの、あるいは直接住民に対して命令し強制的なものについて、住民の理解と信頼という観点から日本国籍を有する者のみを充てることにする

は合理性を認めるのであつて、そのような措置は地方公務員法が許容していると解される。

しかし、都はすべての管理職から一律に外国人を排除することとした。都のように多数の者が多様な仕事をしている地方公共団体においてその管理職に就く者がその職務の性質にかかわらず、すべて日本国籍を有しなればならないものとする。ことに合理的根拠を見いだすことはできない。

都が日本国籍を有しないことのみを理由に管理職選考の受験機会を与えなかつたのは、国籍による労働者の違法な差別といわざるを得ない。

国は法律で特別永住者に日本での永住権を与え、かつ、就労活動等にも制限を加えていないのであつて、特別永住者が地方公務員となることを制限していない。憲法14条1項の法の下の平等及び憲法22条1項の職業選択の自由は特別永住者にも保障されている。地方公共団体が、特別永住者が地方公務員となることを制限するには、合理的な理由に基づくことが必要だ。制限の範囲も、広範な公共政策の形成等に直接関与し自己統治の核心にふれる機能を遂行する職員や警察官や消防職員のように住民に対し直接公権力を行使する

る職員への就任の制限に限られる。

特別永住者は、憲法が保障する法の下の平等原則や職業選択の自由を享受し、職業を通じて自己実現を図るといふ人格権の利益を有し、地方公共団体の自治の担い手として、地方公共団体と強い結びつきを持つ。具体的な制限の目的が自治事務の処理・執行の上で重要な目的と手段たる制限との間に実質的な関連性が存することを地方公共団体が論証したときに限って、制限の合理性が認められる。

本件管理職選考は「課長級の職」への第一次選考で、課長級の職には自己統治の過程に密接に關する職員が含まれているが、それ以外の職員も相当数含まれていることがうかがわれる。そうすると、特別永住者に対する本件管理職選考の受験を拒否することは、目的達成のための必要かつ合理的範囲を超える過度に広範な制限だ。

都の人事管理の下では、管理職選考に合格した者はいづれ自己統治の過程に密接に關する職員に就かせることになる。したがって、この人事管理政策を遂行する目的のため、特別永住者に対して管理職選考の受験を拒否する手段を採用することの可否を検討すると、このように目的は特別永住者の前記の権利や利益の否定を正当化する